

阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(設置)

第 1 条 阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条第 1 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に、阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、阿見町地域公共交通活性化協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に提案するもののほか、阿見町の地域公共交通に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第 4 条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長は当該会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報告)

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 13 条に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

- (1) ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店 課長
- (2) 関東鉄道株式会社 自動車部 次長
- (3) 有限会社新町タクシー 取締役
- (4) 日本貿易運輸株式会社 取締役
- (5) 有限会社ナカヤ観光 代表取締役
- (6) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 副会長
- (7) 一般社団法人茨城県バス協会 専務理事
- (8) 関東鉄道労働組合 書記長
- (9) 国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
- (10) 茨城県牛久警察署 交通課 交通規制係長
- (11) 茨城県牛久警察署 地域課 阿見地区交番所長
- (12) 茨城県企画部 交通対策室 室長補佐
- (13) 茨城県土木部 竜ヶ崎工事事務所 次長
- (14) 国立大学法人茨城大学 農学部教授
- (15) 阿見町総務部 企画財政課
- (16) 阿見町総務部 交通防災課長
- (17) 阿見町保健福祉部 社会福祉課長
- (18) 阿見町保健福祉部 障害福祉課長
- (19) 阿見町生活産業部 商工観光課長
- (20) 阿見町生活産業部 環境政策課長
- (21) 阿見町都市整備部 都市施設管理課長
- (22) 阿見町教育委員会 学校教育課長